

豊橋市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第2号

豊橋市図書館規則の一部を改正する規則

豊橋市図書館規則（昭和58年豊橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、豊橋市図書館条例（昭和57年豊橋市条例第68号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、豊橋市図書館（<u>豊橋市大清水図書館を除く。</u>以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(同時に利用できる<u>図書資料</u>)</p> <p>第5条 図書館内において同時に利用できる<u>図書資料</u>の数量は、10冊以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(貸出制限)</p> <p>第9条 次に掲げる図書館資料は、貸出しすることができない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたと</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、豊橋市図書館条例（昭和57年豊橋市条例第68号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、豊橋市図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(同時に利用できる<u>図書館資料</u>)</p> <p>第5条 図書館内において同時に利用できる<u>図書館資料</u>の数量は、10冊以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(貸出制限)</p> <p>第9条 次に掲げる図書館資料は、貸出しすることができない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたと</p>

きは、この限りでない。

- (1) 禁帯出資料
- (2) 視聴覚資料（コンパクトディスクを除く。）
- (3) （略）
（貸出数及び貸出期間）

第10条 同時に貸出しのできる図書資料の数量は10冊（コンパクトディスクにあつては、2点）以内とし、その貸出期間が貸出しの日及び返却の日を含めて15日以内とする。この場合において、返却すべき日が休館日に当たるときは、その翌日とする。

- 2 教育委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する貸出数及び貸出期間を変更することができる。

（団体貸出し）

第12条 （略）

2 第6条から第10条までの規定は、図書資料の団体貸出しについて準用する。この場合において、第10条中「10冊（コンパクトディスクにあつては、2点）」とあるのは「100冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

3 団体貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書（様式第6号）、貸出券、変更届（様式第8号）及び紛失届（様式第9号）を使用する。

きは、この限りでない。

- (1) 貴重な図書及び参考図書
- (2) 視聴覚資料
- (3) （略）
（貸出冊数及び貸出期間）

第10条 同時に貸出しのできる図書資料の数量は10冊以内とし、その貸出期間が貸出しの日及び返却の日を含めて15日以内とする。この場合において、返却すべき日が休館日に当たるときは、その翌日とする。

- 2 教育委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

（団体貸出し）

第12条 （略）

2 団体貸出しは、配本センターにおいて行う。

3 第6条から第10条までの規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第10条中「10冊」とあるのは「100冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

4 団体貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書（様式第6号）、団体貸出券（様式第7号）、変更届（様式第8号）及び紛失届（様式第9号）を使用する。

(学校貸出し)

第13条 教育委員会が必要と認める市内の小学校、中学校及び高等学校並びに豊橋市立くすのき特別支援学校及び豊橋市立家政高等専修学校は、学校貸出しを受けることができる。

2 第6条から第10条までの規定は、図書資料の学校貸出しについて準用する。この場合において、第10条中「10冊(コンパクトディスクにあつては、2点)」とあるのは「300冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

3 学校貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書、貸出券、変更届及び紛失届を使用する。

(特別貸出し)

第13条の2 第9条、第10条、第12条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が必要と認めた場合は、特別貸出しをすることができる。

(1) 資料の展示等を行うとき。

(2) 調査又は研究を行うとき。

(3) 新刊図書等の出版を行うとき。

(4) 市又は教育委員会の主催又は共催の事業を行うとき。

(学校貸出し)

第13条 教育委員会が必要と認める市内の小学校、中学校及び高等学校並びに豊橋市立家政高等専修学校は、学校貸出しを受けることができる。

2 学校貸出しは、豊橋市中央図書館及び配本センターにおいて行う。

3 第6条から第10条までの規定は、学校貸出しについて準用する。この場合において、第10条中「10冊」とあるのは「300冊」と、「15日」とあるのは「1か月」と読み替えるものとする。

4 学校貸出しにおける様式については、団体貸出券・学校貸出券交付申請書(様式第6号)、学校貸出券(様式第7号の2)、変更届(様式第8号)及び紛失届(様式第9号)を使用する。

(5) その他教育委員会が必要と認める事業を行うとき。

2 特別貸出しに関する事項については、別に定める。

(郵便等による貸出し又は返却)

第15条 身体に重度の障害があり来館できない者は、郵便等による貸出し又は返却を利用することができる。

2 郵便等による貸出し又は返却の利用に関する事項については、別に定める。

(使用の承認手続)

第18条 条例第7条第1項の規定により図書館を使用しようとする者は、使用期日までに使用承認申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(使用の取消手続)

第21条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第15号)に使用承認書を添えて、使用期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(図書館協議会)

第27条 (略)

2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3・4 (略)

(郵便等による貸出し)

第15条 身体に重度の障害があり来館できない者は、郵便等による貸出しを受けることができる。

2 郵便等による貸出しの利用に関する事項については、別に定める。

(使用の承認手続)

第18条 条例第7条第1項の規定により図書館を使用しようとする者は、使用期日前5日までに使用承認申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(使用の取消手続)

第21条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第15号)に使用承認書を添えて、使用期日前5日までに教育委員会に提出しなければならない。

(図書館協議会)

第27条 (略)

2 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3・4 (略)

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条、第12条、第13条関係）

貸 出 券
表

○ 貸 出 券		登録番号
氏 名	<input type="text"/>	

裏

- ・ この券は、長く使いますので大切にしてください。
- ・ 住所・氏名・電話番号などが変わったとき、又はこの券をなくしたときは、すぐ知らせてください。
- ・ この券を他の人に貸さないでください。

備考 大きさは、縦55ミリメートル・横90ミリメートルとする。

様式第 7 号及び様式第 7 号の 2 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市図書館規則の規定により交付された貸出券、団体貸出券及び学校貸出券は、改正後の豊橋市図書館規則の規定により交付された貸出券とみなす。